

様式第 1 号

小規模専用水道工事設計（計画）書

1 水道施設の名称

2 水道施設の所在地

3 給水の地域

4 給水人数の算定

① 居住する者の数

② その他の給水人数

5 1日最大給水量及び1日平均給水量

① 1日最大給水量 $m^3 / 日$

1人1日最大給水量 $m^3 / 人 \cdot 日$

② 1日平均給水量 $m^3 / 日$

1人1日平均給水量 $m^3 / 人 \cdot 日$

6 水源の種別及び取水地点

浄水 ・ 地下水 ・ その他（ ）

取水地点は別添図面のとおり

7 水源水量等

7-1 浄水水源の場合

浄水を供給する水道事業者又は専用水道・小規模専用水道の設置者の名称
(浄水が供給されることを証明する書類を添付すること)

7-2 自己水源の場合

① 水源水量の概算 $\text{m}^3/\text{日}$
(地下水使用の場合は揚水試験結果書を添付)

② 取水量 $\text{m}^3/\text{日}$
取水率 %
揚水管径 mm
(25mmを超える井戸の場合、揚水許可を添付)

③ 水質試験の結果
別添の原水水質検査結果書のとおり

8 水道施設（設備）のフロー

※ 添付書類

- ① 給水の地域を記載した案内図・配置図等
- ② 水道施設（設備）に係る系統図・平面図・詳細図等
- ③ 主要な機器類に係る構造図・承認図等
- ④ 特殊な設備等を有する場合等は、参考となる資料等

設計者（連絡先）

住所

氏名

TEL

様式第2号

小規模専用水道工事確認申請(届出)審査票

提出書類等	有無
工事確認申請書 (規則様式第1号)	
工事設計(計画)書 (様式第1号)	
給水の地域を記載した図面	
給水系統図	
給水平面図・詳細図	
主要機器の構造図・承認図 (増設・改造の場合は今回工事分)	
特殊な設備のフロー・仕様等の資料 (増設・改造の場合は今回工事分)	
浄水が供給されることを証明する書類 (浄水水源の場合)	
揚水試験結果書 (地下水使用の場合)	
揚水許可 (口径25mmを越える井戸を使用する場合)	
水質検査結果書 (自己水源の場合)	

※増設・改造の場合は、今回工事部分と既存部分が明確なもの

審査事項	適否
給水の地域は図面等で確認できるか	
給水人数 居住する者 人、 その他 人	
給水量の算出は適切か 1日最大給水量 m3/日、 1日平均給水量 m3/日	
取水地点 水源周囲の状況はどうか、汚染のおそれはないか	
水源水量 必要量の取水が可能か 水源水量 m3/日、 取水率 %	
水道施設 (設備)の フロー 原水水質に応じた浄水方法が選択されているか 浄水施設は必要水量を処理する能力を有しているか 消毒設備を有しているか(自己水源の場合)	
水道施設 (設備)の 仕様等 貯水槽容量は適正か 水源・貯水槽及び浄水施設は、維持管理を確実かつ容易に行えるか 柵の設置・施錠等、立入禁止措置が講じられているか 水に接する資機材等の材質は安全で、汚染のおそれはないか (特殊な設備等を有する場合 : 設備名)	
水道施設の技術的基準を定める省令に適合しているか	
特記事項	

小規模専用水道工事確認通知書

住所

氏名

様

千葉県小規模水道条例第 6 条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記小規模専用水道の新設・増設（改造）工事の設計については、同条例第 4 条の規定による施設基準に適合する（しない）と認められるので、同条例第 7 条により通知する。

年 月 日

千葉県保健所長

印

記

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 適合しない理由

付記 工事着手又は完了が予定日より長期に延期される場合は、「小規模専用水道工事延期届」を必ず提出すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

小規模専用水道給水開始前施設検査審査票

提出書類等	有無
給水開始届（規則様式第2号）	
浄水の全項目水質検査結果書	

検査事項	適否	
浄水の水質検査結果は水質基準に適合か		
水量・水圧等	ポンプの能力は設計書どおりか	
	給水栓での水圧は適当か	
	末端給水栓で残留塩素濃度は確保されているか	
水道施設 (設備)の 仕様等	水源周囲は清潔に保てるか	
	貯水槽は設計書どおりの仕様か	
	貯水槽の吐水口空間は確保されているか	
	貯水槽の排水口空間は確保されているか	
	貯水槽の防虫網・パッキン等は適切か	
	機器類及び配管からの漏水はないか	
	水源・貯水槽及び浄水施設は、維持管理を確実かつ容易に行えるか	
	柵の設置・施錠等、立入禁止措置が講じられているか	
	消毒設備は設計書どおりの仕様か	
	その他、設計書との間に著しい差異はないか	
管理体制	維持管理及び緊急対応が適切に行える体制ができているか	
	維持管理に必要な図書・器具類は整備されているか	

指導事項等

検査年月日： 年 月 日

検査者：

様式第 5 号

第 号
年 月 日

様

千葉市保健所長 印

小規模専用水道の施設検査結果について

千葉市小規模水道条例第 8 条第 1 項の規定により給水開始前の届出があった施設(年 月 日付け千葉市指令保保環第 号)については、下記のとおり通知する。

記

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 検査実施日
年 月 日
- 4 検査結果
(ア) 合格
(イ) 不合格
理由 :

注 不合格の場合は改善終了後、再度給水開始届を提出すること。

様式第 6 号

小規模専用水道届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 (※)

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

私の設置している水道施設が、千葉市小規模水道条例第 2 条第 2 号に規定する小規模専用水道に該当することとなったので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 水道施設の名称
- 2 水道施設の所在地
- 3 設置年月 年 月
- 4 小規模専用水道となった年月 年 月

添付書類

小規模専用水道となるまでの経過を記載した書類及び確認申請に準ずる書類

様式第7号

小規模専用水道工事延期届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

住 所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

氏 名 (※)

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

小規模専用水道布設工事の着手(完了)を延期するので、下記のとおり届け出
ます。

記

- 1 確認番号・年月日 千葉市指令保保第 号
年 月 日
- 2 水道施設の名称
- 3 水道施設の所在地
- 4 工事着手(完了)予定年月日
年 月 日
- 5 理由